

「ビジネスと人権」に関する行動計画推進円卓会議（第11回会合）

「ビジネスと人権」に関する行動計画推進作業部会（第8回会合）

合同開催（議事要旨）

日時：令和8年2月18日水曜日 9時30分～11時30分

場所：オンライン形式（Teams）

1. 開会

（西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長）

- ・ ただいまより、第11回「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」及び第8回「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」を合同開催する。
- ・ 本日は、御多忙のところお集まりいただき感謝申し上げます。外務省総合外交政策局人権人道課長の西村が司会を務める。
- ・ 事前に送付した資料について確認したい。資料1が議事次第、資料2が出席者名簿、資料3が改定版行動計画の説明、資料4が「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版の取組の方針（案）、資料5が円卓会議の開催要綱（案）、資料6が作業部会の開催要綱（案）である。
- ・ 本日の出席者は、資料2のとおりである。また、本日の会合は、資料1議事次第にあるとおり、行動計画の改定の御報告、今後の行動計画の取組の方針、それに関連する円卓会議と作業部会の開催要綱の改訂について御説明し、ステークホルダーの皆様と意見交換を行うことを目的としている。
- ・ 開催にあたり、円卓会議の議長を務める外務省総合政策局参事官の貝原から、御挨拶申し上げます。

2. 開会挨拶

（貝原 健太郎 外務省総合外交政策局参事官）

- ・ 本日はお忙しい中、円卓会議及び作業部会の合同会合に御参加いただき、誠にありがとうございます。
- ・ ステークホルダーの皆様におかれては、常日頃から、ビジネスと人権の推進に取り組まれるとともに、円卓会議・作業部会の構成員として、様々な御助言をいただき重ねて感謝申し上げます。
- ・ 2020年に策定した行動計画は、来月実施期間が終わりを迎える。この5年の間、円卓会議及び作業部会の皆様の御意見をいただきながら、企業活動における人権尊重の促進を図るため、行動計画を実施してきた。
- ・ ステークホルダーの皆様には、現行の行動計画の策定の過程から、諮問委員あるいは作業部会の構成員として、専門的な見地から関与いただいた。また、行動計画の策定後には、円卓会議・作業部会の構成員として、行動計画のフォローアップのための作業方法の検討や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の作成等に当たり、様々な多角的な御意見をいただいたと承知している。
- ・ また、3年目の意見交換に際しては、作業部会の皆様に国際的な動向を含む報告書を取りまとめたいただいた。このステークホルダー報告書は、行動計画の改定に当たっての課題を特定する上での基本となる資料になった。
- ・ 2024年以降は、本格的な行動計画の改定作業を進めてきた。ステークホルダーの皆様には、骨子案及び原案に対して、会合の席や書面等で貴重な御意見をいただき、その結果、行動計画の内容をより充実したものとする事ができた。
- ・ これまでの行動計画の策定、実施、改定のプロセスにわたり、行動計画の実施のために御尽力・御協力いただいたことについて改めて感謝申し上げます。

- ・引き続きステークホルダーの皆様の御協力をいただきながら、新計画に基づいてビジネスと人権の取組を進めていくために、本日の会議で有意義な意見交換ができれば幸いです。

3. 議事

議題1. 「ビジネスと人権」に関する行動計画改定の報告

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・「ビジネスと人権」に関する行動計画改定の御報告について、予定どおり、昨年12月に行動計画(改定版)を策定することができた。円卓会議・作業部会の皆様には、これまで長きにわたり、行動計画の改定の議論に御協力いただき、改めて感謝申し上げます。新計画の概要について簡単に御説明申し上げます。
- ・資料3を御覧いただきたい。新計画は、国連指導原則の3つの柱を前提に、日本が取り組むべき課題と今後目指すべき方向性を国内外により分かりやすく示し、行動計画を更に効果的に実施する観点から編集した。
- ・具体的には、これまでの行動計画の4つの目標は維持しつつも、関係府省庁の施策を「ビジネスと人権」の観点から整理し、ステークホルダーの皆様の御意見も踏まえて、日本が取り組むべき8つの優先課題を定めた。
- ・それぞれの分野では、これまでの取組と現在の課題を示し、その課題に対する今後の取組の方向性と具体的施策の例を示した。
- ・特に、企業の人権尊重の実効性を高めるための取組として、第2章優先分野4を「指導原則の履行推進に向けた能力構築」とした。ここでは、先行事例の共有や相談体制の拡充などを通じ、企業規模を超えて実効性を高めるため、中小企業を含む企業に対する情報・助言・支援等の提供や教育・研修の実施による啓発の促進等を掲げた。
- ・また、第3章「政府から企業への期待表明」では、1. 人権方針の策定・公表、2. 人権デュー・ディリジェンスの実施、3. 救済の実施について、3つのステップや図で具体的に示している。また、人権尊重の意義を明確に記載したほか、人権方針を具体的に実践していくこと、深刻度の高い人権への負の影響から優先して取り組むこと、サプライヤーと協力して取り組むことなど、具体的な期待を明記した。
- ・新計画の策定にあたり、ステークホルダー報告書は基礎的な資料となった。経済界、労働界、市民社会、法曹界、消費者団体など関係者の声を反映した改定を行うにあたり、皆様からは貴重な御意見をいただいた。非常に多くの御意見をいただいたので、反映できなかったものもあるが、関係府省庁で検討できる限り反映した。改めて皆様の御協力に感謝申し上げます。
- ・報告は以上。御質問・御発言のある方はTeams上の挙手機能を使い挙手願いたい。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・特に御意見、御質問がないようである。議題2に進みたい。

議題2. 今後の行動計画の取組方針

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・資料4を御覧いただきたい。4月から新計画を実施するにあたり、政府としての今後の取組に関する方針を資料4に沿って御説明する。
- ・この方針(案)は、まずは今後5年間の関係府省庁連絡会議及び円卓会議・作業部会での議論の方向性を示したものである。

- ・ 1年目から4年目に関して、新計画では、企業の取組の実効性を高めるための記述を拡充している。新計画の実施にあたり、企業の人権尊重の取組に実質的に寄与するような施策に関して、様々なバックグラウンドを持つステークホルダーの皆様の知見を得つつ、検討を行いたいと考えている。
- ・ 具体的には、年度ごとに行動計画の施策に関するテーマを2つ程度取り上げて議論していきたい。テーマは、例えば、能力構築、苦情処理メカニズムの普及、モニタリング手法等、優先課題の各テーマに関するものを想定している。
- ・ 進め方として、作業部会は1テーマごとに開催し、ステークホルダーの方々からテーマに沿った取組の提案をしていただき、関係する府省庁と議論を行うことを想定している。その後、円卓会議では、作業部会での提案・議論を報告し、意見交換を行う。これらの意見交換を受けて、各府省庁において施策への反映を検討する。作業部会は年に2回程度、円卓会議は1回程度の開催を想定している。
- ・ 作業部会におけるステークホルダーの方々からの御提案については、具体的には、作業部会の開催前に、書面で提出していただき、会合の場で関係府省庁と意見交換を行うことを想定している。テーマについては、先程例を申し上げたが、御意見・御提案があれば御発言いただきたい。各会議のテーマについては、会議の開催1か月程前にお知らせしたい。
- ・ 続いて、(2) 5年目について、新計画においては、改定については公表から5年を目処に連絡会議において必要性を適切に判断することとされていることから、5年目は、ビジネスと人権を取り巻く国内外の状況等の関連情報の収集を行う。具体的な作業は、今後検討していく。
- ・ また、5年目においても、可能な範囲で1年目から4年目の活動も並行して行いたい。
- ・ 「2 当面の施策レビュー」について、モニタリングについては、新たな測定指標を含め、ステークホルダーから御意見をいただいております。先程紹介した円卓会議・作業部会で議論されるテーマとして取り上げることも考えられる。
- ・ 新計画全体の進捗を測る新たな評価方法として、どのような指標の設定が実現可能かつ有益かという点については、協議にある程度の時間がかかることが想定されるため、当面は方針紙に記載の方法で年次レビューを実施したい。具体的には、資料(※)に記載のとおりである。
 - ※ (1) 関係府省庁による関連する施策に関する実施報告を基に、事務局(外務省)において、政府報告を取りまとめる。
 - (2) 関係府省庁による実施報告及び政府報告の内容を円卓会議に共有し、ステークホルダーが評価をまとめる。
 - (3) 年次レビューの内容を関係府省庁連絡会議で承認する。
 - (4) 政府報告と施策実施報告一覧、ステークホルダー評価は外務省ウェブサイトに掲載する。
- ・ これまでのレビューからの変更点は、関係府省庁の実施報告及び政府報告について、ステークホルダーの皆様に評価をしていただき、政府報告等とは別に、外務省ウェブサイトに掲載する点。政府の報告とステークホルダーの皆様の評価・コメントを区別することによって、ステークホルダーの意見のビビリティが高まると考えている。
- ・ 最後に、「3 今後の会議スケジュール」は、今後、調整によって変動があり得る。
- ・ 以上について、御質問・御発言のある方はTeams上の挙手機能を使い挙手願いたい。

(大村 恵実 日本弁護士連合会 元国際人権問題委員会委員長)

- ・ このような場を設けていただき感謝申し上げます。名簿の肩書きには日弁連とあるが、個人の弁護士として発言する。
- ・ まずは、ステークホルダーからの提案を踏まえた優先分野の特定をしていただいたことを歓迎する。
- ・ 議題2に関連して、テーマの案として、優先分野になっている救済へのアクセスのうち、特に日本

NCP の機能強化に向けたステークホルダーとの対話、エンゲージメント機会の設定が入っておりご提案させていただきます。

- ・ 日本 NCP の運用について、政府の皆様にご尽力いただいているが、直近 2024 年、2025 年に終了した案件は、企業が日本 NCP による斡旋による対話に応じないことにより、手続きを終了したものになっている。しかしながら、OECD の多国籍企業行動指針の実施手続きに関する注釈においては、NCP によるあらゆる斡旋の申し出を真剣に検討することを含め、提起された問題に対する行動指針と整合された解決策を見出すために、手続きに企業が誠意をもって関わることを意味することが明確になっている。
- ・ そこで、日本政府としても、日本企業に対して NCP の斡旋手続きに参加することは、指導原則や OECD の多国籍企業指針に沿ってステークホルダーと対話するものであって、人権尊重の取組の一環、そして特に重要な部分であることをより説得的に説明いただきたい。NCP 強化のためにステークホルダーと対話し、何が改善できる点なのか、他国と比較してなぜ日本の NCP が十分に機能していないと言われるのかについて、議論を深めていきたい。
- ・ この点に関連して、日本政府が主催するセミナーにおいて、NCP 手続きが任意の手続きに過ぎないかのような説明がなされたことに関しては憂慮する。この点についても改善を求める。
- ・ 議題 2、3、当面の施策プレビューと会議スケジュールのうち、円卓会議を持ち回りとして実開催なしとすることに反対する。指導原則は、政府とステークホルダーとの対話の重要性を指摘している。政府とステークホルダーとの対話は 1 対 1 で、あるいは書面で、手続き参加のプロセスが与えられればいいものではなく、ステークホルダー同士が互いの意見を知り、政府と対話をしながら、その働きかけの力を強めるという意義も有していると思う。前回までのプロセスでも、ステークホルダーが協働したことにより、より良い NAP 改定ができたことから、ステークホルダーが一堂に会して意見形成をし、政府とより効果的な対話をする場を作っていただきたい。そのフォーラム機能を提供することも政府の役割であろう。

(安河内 賢弘 日本労働組合総連合会 副会長)

- ・ 発言の機会をいただき感謝申し上げます。
- ・ 行動計画改定版に対する評価については、連合の事務局長談話において、人権デュー・ディリジェンスの法制化に関する記載がないのは大変遺憾であること、国内人権機関の設置に関する記載が不十分であることなどを指摘している。詳細を当会ホームページに記載しているので是非、御覧いただきたい。
- ・ 選択的夫婦別氏制度に関する記載について申し上げます。御存知の通り、行動計画は昨年 10 月にパブリックコメントを実施している。しかしながら、12 月に公表された行動計画では、パブリックコメント時の原案にあった「選択的夫婦別氏制度を含む」が削除されている。
- ・ 行動計画は今後 5 年間のビジネスと人権の取組を左右する中核的な計画であり、公表の段階で人権に関わる重要な文言がステークホルダーとの十分な意見交換を経ずに削除されたことは、極めて遺憾である。婚姻前の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題である。日本は夫婦同姓を法律で強制する唯一の国であり、国連女性差別撤廃委員会から繰り返し勧告を受けている事実がある。政府が進めようとしている旧姓使用の拡大は、国際社会で通用しないだけでなく、人権尊重の要請にも応えられない。ビジネスと人権の観点からも、選択的夫婦別氏制度の早期導入を行うべきであると考えている。
- ・ このような事態は、ステークホルダーとの丁寧な対応を積み重ねていけば避けられた問題である。これから行動計画を着実に実施していくためにも、この円卓会議・作業部会をはじめ、様々な機会を捉

えて、ステークホルダーとの対話をより積極的に行っていただきたいと重ねて申し上げたい。

- ・ その意味において、今回、作業部会において、ステークホルダーから提案されたテーマに関する議論を行う案が示されたことについては評価したい。能力構築や苦情処理メカニズムなどについては、これまでの円卓会議・作業部会でも、その重要性が指摘されてきたが、今後より踏み込んだ議論が行われることを強く期待申し上げて私の発言としたい。

(河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事)

- ・ 今般の行動計画の改定と今後の進め方に際して、消費者の立場からの受け止めと今後への期待を申し上げる。
- ・ 旧計画に基づいて、ビジネスと人権を普及・定着させるために、政府は人権尊重のためのガイドラインを策定し、経産省も人権尊重のための実務参照資料を公表するなど、経済活動を進めるにあたって、人権への配慮は重要であるという考え方を日本社会に対して発信し、耳目を集めるという役割は一定程度果たされたのではないかと考える。また、ステークホルダーとしての消費者や消費者団体において、十分な活動ができなかったことは反省点である。過去5年間で社会に醸成されつつある機運を削ぐことなく、実効性を高め、企業活動において人権への配慮は当然であると定着するように、国での啓発、企業での実践に期待している。
- ・ その上で、本筋から外れるかもしれないが、今回の改定で消費者として最も関心があるのが、AI テクノロジーと人権への取組である。この間、消費者庁を中心に、消費者を取り巻く外部環境の変化が消費生活に及ぼす影響について、包括的な整理が行われた。公表された消費者法制度におけるパラダイムシフトに関する報告書では、超高齢化、デジタル化、コミュニティの希薄化、消費社会の複雑化・個別化、飛躍的な技術革新、取引基盤提供者の役割の拡大など、従前と比べて外部環境が大きく変化していることで、誰しもがこうした変化の影響を受けて、多様な脆弱性を有するという認識のもとで、現代社会に適応する規律を整備することが求められている。
- ・ デジタル技術を活用したダークパターンでの消費者トラブルなどが社会問題となっているが、経済活動におけるAI テクノロジーの目覚ましい進展のスピードに対し、今の時代を生きる消費者がどのような社会的な規律を必要とし、また自己防衛手段を持ち得るのかは、新たなビジネスと人権問題であろう。
- ・ バリューチェーンを基軸とした従来型の線をつなげるビジネス構造における人権問題対策に加え、社会全体に面で広がるAI テクノロジーと人権に関しての整理と対策が必要ではないだろうか。今後の活動に期待する。

(長谷川 知子 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事)

- ・ 発言の機会をいただき感謝申し上げます。NAP の取組方針に関して意見を述べたい。
- ・ 今回の行動計画について、是非、国内外での周知活動に努めていただきたい。改定 NAP に盛り込まれた施策を関係省庁間の連携によって着実に実施いただくことに加え、改定 NAP に記されているとおり、企業の自主的な取組が進むよう、どのような支援策が効果的かつ有意義かを不断に検討し、実施する姿勢を大切にしていきたい。
- ・ 企業の現場では、企業のみでは解決できない課題など、人権尊重の取組の中で様々な難しさに直面している。そうした企業の声を手厚に汲み取り、自主的な取組を後押しする環境づくりや支援策の充実をお願いしたい。例えば、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの実施にあたっては、サプライヤーもバイヤーも質問票への対応が大きな負担となっている。政府には質問票の標準モデルの提示など、サプライヤーとバイヤー双方の負担軽減につながる取組を期待する。その前提

として、取組が不十分な中小企業へのキャパシティ・ビルディング支援をお願いしたい。

- ・ 欧州では CSDDD や GSRD の規制の簡素化を目指したオムニバス法案について、昨年 12 月に EU 理事会と欧州議会が暫定合意に至っている。今後は EU 各国の国内法制化を経て適用が始まるが、政府、特に経産省、金融庁には関係省庁と連携し、企業に過度な負担が生じないように、義務内容の EU 域内での調和や ISSB などの国際基準との相互運用性の確保に向け、政策対話を通じて欧州委員会に働きかけていただきたい。
- ・ 今後のステークホルダーの関与について、行動計画の実施工程で「ステークホルダーに意見聴取を行う」という文言が追加されている。方向性は、国連の「ビジネスと人権作業部会」のガイダンスが求める「ステークホルダーの関与による NAP の策定・実施・モニタリング」というプロセスに合致する。今後、政府においては、改定 NAP の実施状況を確認する際の円卓会議・作業部会の開催にあたって、形式的な会話や対応ではなく、ステークホルダー参加のもと、様々な課題の解決につながる意味のある対話をお願いしたい。その意味でも、本年 4 月の円卓会議はやはり持ち回りではなく実質的な開催を希望する。
- ・ 最後に御質問がある。資料に「今後作業部会においてテーマ別議論を行う」と書かれているが、その結果の取り扱いについて確認したい。

(菅原 絵美 大阪経済法科大学教授)

- ・ 発言の機会をいただき感謝申し上げます。今回の NAP 改定に際し、ステークホルダー報告書を考慮いただき、能力構築をはじめ優先分野が特定されたことを評価している。残された課題は多々あるが、議論 2 で提案いただいたプロセスを通じて議論が進むことを期待する。
- ・ 議題 2 に関連して、2024 年のステークホルダー報告書等において、関係府省庁とステークホルダーとの間の信頼関係に基づく継続的な政策対話の必要性を確認してきた。この間、円卓会議と作業部会の共同開催が続いてきたが、議題 2 で提案いただいたように、円卓会議と作業部会の役割を特定し、施策の検討を進める実施体制になったことは前向きに受け止めている。
- ・ 先日 UNDP 主催の年次ダイアログにおいて、改定行動計画を通じて政府がこれまで展開してきたビジネスと人権の個別施策を点から線へ、そして面へ展開していく旨の説明があった。この点は、ステークホルダー報告書等の中で求めてきたことであり心強く受け止めている。
- ・ 一方、ステークホルダー報告書における要請の趣旨は、当事者別に課題が個別化し、政策領域別に施策が断片化する中で、取り残された課題や施策上のギャップが生じており、これら課題・施策をビジネスと人権という視点で可視化・戦略化する必要があるという問題提起であった。そのためには、ビジネスと人権の課題の全体像を捉えた上で、政府・ステークホルダーの対話を通じて重要課題、施策の特性が必要であることを提案した。
- ・ 年次レビューについて、関係府省庁による実施報告及び政府報告の内容についてステークホルダーが評価をまとめ、これを公表することが提案されている。ビジネスと人権に関する政策レビューについて、点から線へ、そして面への展開、そのためには取り残された課題や政策上のギャップが生じていないかを評価をする必要があるが、そのためには政府とステークホルダーの間での対話が不可欠である。2026 年 4 月予定の円卓会議は持ち回りと提案されているが、ステークホルダーがまとめた評価をもって対話の場を設けていただきたい。
- ・ また、2026 年 6 月以降の作業部会は、テーマの設定と内容の必要性に応じて、2 回程度の開催という話であったが、必要性に応じて複数回の開催がなされるものと受け止めている。改めて確認したい。
- ・ 資料 4 の 1、企業の人権尊重の取組に実質的に寄与する施策に関して検討とある。ビジネスシーンに

現れる差別・侵害の予防および是正・救済はもちろん重要であるが、その根本の構造的な差別や人権問題に対する政策の必要性を、ステークホルダーの側でも認識している。選択的夫婦別氏制度や国内人権機関の設置等についても、今後、政策議論の検討に含まれていくことを期待する。

- ・最後に、関係府省庁が能力構築施策を展開していることについて理解し評価もしているが、一方、関係府省庁主催セミナー等に関して、その事務局という表示を超えて、事務局を構成する特定の企業名及び法律事務所名が明記される形で広報がなされ、申込フォームにアクセスすると当該企業及び法律事務所のサイトにつながる形での運営となっていることについて違和感をもった。「ビジネスと人権」というアジェンダであるからこそ、公正性についてより強く意識いただきたい。

(有馬 利男 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 理事)

- ・今回のビジネスと人権に関する行動計画の改定版の取組の方針の中で、企業の人権尊重の取組に実質的に寄与する施策の検討を行うことが示されているのを評価する。当団体としても大変勇気づけられている。成果を大いに期待したい。
- ・その中で実質的に寄与する項目として、是非取り上げていただきたいのが、ビジネス人権に関わる目標設定である。当面の施策レビュー4項目の第2項目目に、当面の年次報告の評価を求めることが示されているが、これは非常に重要な役割である。評価が見えるように効果的に行う上でも、目標設定は不可欠である。
- ・国としてのビジネスと人権に関する目標設定があれば、行動計画の優先分野として示されている多々ある項目にもレベル感と時間軸が見えるようになり、活動の効果あるいは効率が設定できるようになり、国として実質的な寄与も見えてくるであろう。従来、目標設定について繰り返し議論されてはきたが実現しない状況である。新しい行動計画改定版を策定される機会に是非、目標設定を実現していただきたく改めてお願い申し上げる。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン BHR スペシャリスト)

- ・ステークホルダーからの施策提案、政府報告への評価を円卓会議・作業部会を通じて政策に反映される仕組みを明示していただき評価する。その上で3点申し上げたい。
- ・一つは、公共調達についてである。公共調達の取組は、政府の率先垂範と政策の一貫性を求められることから、政府もしくは関連の府省庁それぞれが人権尊重の取組を公共調達に反映すると公知したように、取り組んだ内容、公共調達の人権デュー・ディリジェンスの促進と救済へのアクセスの確保、その進捗結果について開示・報告を希望する。NAP改定版では、取組の継続、状況の把握、検証の実施と書かれているが、公共調達こそが政府自らが施策のアウトプット、アウトカム、インパクト評価を体験できる取組課題だと考える。
- ・2点目に、今回の改定版では、見直しに関する枠組みとして新たな施策がある場合は、それらをも含めるとしているが、どのようにNAP改定版に反映されるのか。また次の改定は、5年を目処に連絡会議において必要性を適切に判断するとあるが、どのような判断基準によるのか。NAPがリビングドキュメント、すなわち生きた文章であるために予め決めておくべきであろう。でなければ、計画そのものが陳腐化し、参照され得るものにならないと危惧する。
- ・3点目に、改定NAPの英訳版はいつ公開されるのか。NAPの目指すものとして、国際社会を含む人権の保護・促進や、日本企業の国際的な競争力および持続可能性の確保向上を挙げている。日本版NAPの国際的プレゼンスのために英訳版が必要と考える。早めに開示・公表いただけるとありがたい。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 CSRと内部統制に関するPT座長)

- ・ 発言の機会をいただき感謝申し上げます。日弁連から大村弁護士が既に報告しているため、当方からは作業部会の開催方法、省庁間および政府・ステークホルダー間の連携の2点について御報告したい。
- ・ まず、1点目の作業部会の開催方法について、作業部会についてテーマ別で議論する場を作っていただけに非常に感謝しているが、以下を御検討お願いしたい。
- ・ 事前準備について、特にテーマの特定に関して各ステークホルダーにおいて一定の準備期間が必要であることから、年度初めの早いタイミングで、ステークホルダーの意見を聞きながら、テーマ等の特定を検討いただけるとありがたい。
- ・ また、資料4によると、開催フォーマットについても、ステークホルダーから提案をした上で関連府省庁と議論を行う旨の記載がある。一方で、関連府省庁において、既に実施されている関連政策等もあることから、政策の取組状況や今後の検討方向性等を共有いただくことで、双方向の議論にもなると考える。是非その点を検討いただきたい。
- ・ さらに、開催頻度について2回と記載があるが、できる限り実質的な議論になるような工夫をお願いできればと思う。必要に応じて複数回の開催を検討いただけるとありがたい。
- ・ 作業部会で議論するテーマについて、やはりNAPの実施にあたって、モニタリングや体制の整備は非常に重要だと考える。NAP改定版でもモニタリングのためのインパクト評価、アウトカム指標等に関しては今後検討する旨の記載があり、その観点から可能な限り早い段階での開催を希望する。さらに、救済へのアクセスに関して、ステークホルダー報告書に記載し要請しているとおおり、政府から独立した人権機関の設置の検討に関して、是非、継続して議論することを希望する。早い段階で、救済へのアクセス、苦情処理メカニズムの普及に関しても作業部会で議論するテーマとして、検討いただければと思う。
- ・ 2点目の省庁間および政府・ステークホルダー間の連携について、資料2に基づき、省庁間・官民の連携について御説明いただいた。また資料3、改定版の概要でも強調されているとおおり、今回のNAP改定版では、実効性を高める能力構築を優先分野の一つに掲げている。能力構築においては、中小企業、地域企業さらに海外のサプライヤー等でもこの5年間、NAPに関していろいろな取組がされている一方で、その普及に課題があることについては、多くの省庁の皆様またステークホルダーにおいて共通認識があると思う。企業やステークホルダーを支援する立場にある私たち弁護士の間でも、ビジネスと人権に関する能力構築がまだまだ必要だと認識する。各省庁の皆様が、既にいろいろな形の普及啓発の取組を行っていることは存じ上げているが、省庁個別の取組に加え、各省庁が連携、協働することで能力構築に関する一層の推進が図れると考える。我々ステークホルダーの各団体が、政府の皆様と共に協力、協働して実現できることもあると思う。NAPの実現に向け、そのような協働の場を是非、議論および御検討いただけると幸いです。

(齊藤 一隆 中小企業家同友会全国協議会政策局長)

- ・ 今回、今後の取組方針の中で、ステークホルダーと各省庁の皆様との対話の機会が明確に位置づけられたことについて、当会として歓迎するとともに、積極的に参画したいと考えている。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。
- ・ 円卓会議や作業部会での今後の論議が実効性のあるものになるよう運営方法など、具体的には開催頻度、開催方法について、ステークホルダーの意見も聞きながら是非進めていただきたい。
- ・ 当会が中小企業の団体でもあることから、中小企業での人権尊重の取組が推進されるような施策について、議論のテーマの一つとして取り上げていただきたいと希望する。当会の会員アンケート等でも、人権方針を策定している企業や人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいる企業はまだ少数である。一方で、人権尊重に関連する経営理念や経営方針を策定している企業は約3割ある。ま

た、働き方改革やワークライフバランス、SDGsの推進など、何らかの形で人権に関わる取組を行っている企業は約9割に上る。人権について全く関心がないのではなく、関心は持ちつつもまだ人権方針の策定等にはつながっていないのが実態かと思う。以上を踏まえ、国の施策として中小企業を後押しすることで、中小企業での取組が広がる一つの契機になると考える。中小企業への支援策をテーマとして取り上げていただけるとありがたい。

(大関 洋 NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム (JSIF) 会長、ニッセイアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長)

- ・ 本日は、このような対話ならびに発言の機会をいただき感謝申し上げます。当方からは、投資家の観点からビジネスと人権に関する行動計画の改定について特に重要となるポイントを述べたい。
- ・ 大前提として我々投資家は、企業による人権尊重の取組は、単なるリスク回避の手段とは捉えていない。気候変動関連開示の例にもあるように、リスクと機会の両方の側面があると考えている。グローバル市場での競争力を維持してステークホルダーからの信頼を獲得し、結果として中長期的な企業価値の向上をもたらす源泉であると考えている。そうした前提のもと3点、申し述べたい。
- ・ 1点目、計画の構成について、我々投資家は通常、投資した企業に対して主に3つの要素、経営トップのコミットメント、明確な方針、実施状況の報告という、この3つを重視し軸にして評価を行っている。国としての行動計画もこれと同様、この計画を通じて何をを目指すのかというビジョンを冒頭に明確に掲げていただけるとありがたい。
- ・ 2点目、1点目と関連するが施策のモニタリングの充実も求めたい。現在、投資家は企業に対して、様々なサステナビリティ課題への取組による具体的なインパクト、成果の開示を求めている。企業に求める以上、政府の施策においても同様の規律が必要ではないかと考える。優先分野の特定ならびに明確化は重要な前進であると思うが、施策をあげることに加えて、定量的な成果指標、KPIを設定しいつまでに達成するのか、具体的なタイムラインを提示することが望ましいと考える。
- ・ 3点目、少し具体的になるが、デュー・ディリジェンス上の課題について2点述べたい。
- ・ 我々投資家は、気候変動対策等で不可欠となる鉱物資源の調達等において、紛争地域での人権侵害リスクを深く懸念している。一方、投資家や個々の企業が、紛争地域の現場まで詳細に監査を行うには限界があり、正確なデュー・ディリジェンスの実施は困難である。だからこそ企業任せにするのではなく、政府として現地の事情に詳しいステークホルダーとの連携を強化し、企業が実態を把握できる環境を整えていただくことを強く期待する。
- ・ この点に関する2つ目に、資産運用立国、産業振興あるいは日本経済の中長期的な成長・促進の観点から、近年スタートアップ支援を政府として打ち出しているが、そのスタートアップの資金調達の現場において、資金の出し手と受け手の間でのハラスメント等の新たな人権課題が確認されている。金融庁や経産省による支援策の中に、資金提供側、受け手側、双方への人権啓発を明確に組み込んでいただきたい。
- ・ 最後に、繰り返しになるが、我々投資家は、企業による人権尊重の取組は、リスクと機会、両方の側面があると考えており、それがグローバルなマーケットで競争力を維持し信頼を獲得し、結果として中長期的な企業の価値の向上をもたらすと考えている。コーポレートガバナンス・コードあるいはスチュアードシップ・コードにも謳われているように、投資家にとってステークホルダーとの対話は非常に重要である。政府においても投資家を含め、各ステークホルダーとの双方向の対話を継続いただき、効果的に活用いただくことを望む。我々投資家も対話を通じてこれらの実現を後押ししていく所存である。

(木村 ひとみ 大妻女子大学社会情報学部准教授)

- ・ 今回の改定で、環境、人権デュー・ディリジェンス、AI などの新たな課題について追加いただけただけの点が良かったと感じている。その上で今後の取組として特に EU 規則、指令について申し上げる。
- ・ 施行が延期され簡素化された CSDDD について、この先 5 年間、実際に日本企業についても適用される段階と重なると理解している。これ以外に企業のサステナビリティに関する報告や森林破壊、強制労働、グリーンウォッシュ関連についても、流動的な変更点とともに求められる具体的なアクションや情報公開について、対象となる日本企業に引き続き国内外での周知と支援を継続いただきたい。
- ・ 国際的な場面でいえば、例えば、国家間交渉の中でもビジネスと人権に関する言及は強調されているし、2025 年の ICJ 勧告的意見においては、重大な環境損害に相当の注意義務を払わない国の責任にも言及され、特にラ米を対象とするような米州人権裁判所の勧告的意見については、ビジネスと人権に関する文脈の中で企業に対する規制も含め、国家の責任についてかなり踏み込んで言及されている。数年内にアフリカの人権裁判所から出てくる勧告的意見にも、同様の内容が予想される。
- ・ 同様に、EU の AI 法についても国際競争力の観点から、簡素化の上で適用が延期されているが、2026 年は人権の観点から AI 規制が急速に進展すると考えられる。ビジネスと人権に関する政策面での対応状況等があれば、今後の対話の中で適宜、共有いただければ幸いである。

(銭谷 美幸 GSG Impact Japan National Partner ボードメンバー、JSIF 理事)

- ・ 発言の機会をいただき感謝申し上げます。まず、今回の行動計画の改定において、ビジネスと人権に関する指導原則を踏まえ、優先分野の特定テーマとして、環境と人権および AI テクノロジーと人権が明確に位置づけられたことに感謝する。人権尊重を企業活動の土台として対外信頼と投資環境を高め、ひいては日本企業の国際競争力を支える取組と受け止めている。
- ・ 既に審議が始まっているが、今年コーポレートガバナンス・コードの改定が行われると聞く。行動計画の柱である人権デュー・ディリジェンス、企業の情報開示、救済へのアクセスが、企業のガバナンス、取締役会における監督・実施、モニタリング体制の整備として、改定の方向性に実質的に反映されることを期待する。現状、第 1 回の議事録を確認する限り十分な議論がなされていないようだが、負の影響・特定・防止・軽減、取組の実行性評価と説明までを含めた整理が重要と考える。
- ・ 2 点目に、経産省による実務ガイダンスの整備である。前回の NAP 改定の発表後、サプライチェーンに関するガイダンスが発出された。これにより、企業における人権デュー・ディリジェンスに対する認識が向上したと考える。今回も、企業が予見可能性と透明性を確保しつつ、サプライチェーンにおける人権尊重の取組を進めるために、何をどの深さでどのように説明するかの共通言語化が不可欠と考える。したがって今回、特定のテーマに挙げられた環境と人権、AI テクノロジーについても同様にお願いしたい。このテーマは従来の枠組みでは取り扱いきれない論点があるため、実装可能な観点、手段、粒度の提示をお願いしたい。
- ・ 3 点目、ウォッシュ基準のない情報開示の拡大と公平な競争環境の確保である。人権に関する情報開示の事例は、金融庁では始まっているが件数的には十分でない。今後は両テーマでの先進事例が蓄積され、企業の持続的成長に不可欠な経営課題として位置づけられた上で、根拠と運用に裏打ちされたウォッシュ懸念のない情報開示が広がることを期待する。あわせて、先進的な取組が正当に評価されるようなレベルプレイングフィールドの確保に資する環境整備も期待する。
- ・ 最後に、政府自身の責任と実装インフラの整備に関して申し述べたい。海外での事業展開における人権尊重は、企業の努力だけでは完結しない。政府には、指導原則の 3 本柱のうち、「保護する義務」を担う主体として、人権保護のため必要な施策を講じ、企業の取組を補完する責任があると考え。ルールに基づく国際秩序の下で日本企業が萎縮せずに活動し、経済安全保障上の重要物質、重要技術の

サプライチェーンを強靱化する観点からも不可欠であろう。国としての期待の明確化、実務ガイダンス、現地情報の提供、相談窓口を含む救済へのアクセス、関係国政府・国際機関との対話の枠組みなど、企業が国益に資する海外展開を進められるよう、実装インフラを整備いただきたいと期待する。

(古谷 由紀子 一般財団法人CSOネットワーク顧問、サステナビリティ消費者会議代表)

- ・ まず、昨今の国際情勢、国内情勢を見ると、多くの人権問題が浮上していると実感するが、その問題が尊重され、救済されているかと言えば課題が多いと感じている。また、人権意識の高まりの裏返しかもしれないが、逆に新たな別の個人の人権侵害を生んでいるようにも思う。その状況下で、日本のNAPが国内外に対し、どのように実施されているか注目されるだろう。
- ・ 円卓会議と作業部会の進め方について、これまでステークホルダーから意見や提案があり、それに対して回答があるという形で形式的に行われている印象であった。一つのテーマでも何度も議論が必要なテーマが多いことから、自主的なダイアログ、実質的な議論になるようにする必要がある。
- ・ 能力構築に関して、国民、政府、企業、あるいは市民社会全体も含めた全ての主体に対して必要であるという観点から広く実施いただきたい。また、苦情処理メカニズムの御提案についても、広く救済として現在の取組制度が充実できるよう、あるいは課題も含めて議論が充実することを期待する。
- ・ モニタリングについて、旧行動計画の中で何度も申し上げながら、時間がないことから持ち越されてきた印象がある。少なくとも優先課題として提示されたものは、早々にテーマを決めて、実施体制を整備いただきたい。目標は何か、目指す姿は何かがないままに報告されても、具体的に進んでいるのか、課題は何かが見えない。その意味で、評価指標、アウトカム、インパクト指標を早急に検討し、新行動計画ではできないことがないように、評価できるようにしていただきたい。また、行動計画を立案したらそれを形式的に進めるのではなく、日々新たに生じる人権課題に応じて、緊急に優先課題として取り上げることも検討してもいいだろう。
- ・ 情報開示について、たとえば、公共調達など、政府が方針を決め、各省庁で取り組んでいると思うが、具体的な内容が見えづらい。全ての取組や課題に対して、どんな目標を定め、どのように評価指標に基づいて実施されたのか、その先に課題を示してこそその情報開示ではなかろうか。政府の考えとステークホルダーの意見の対立を示すよりも解決のために役立つ情報開示になることが重要である。各課題の過程の開示も含め透明性の確保もあわせてお願いしたい。

(土井 陽子 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム副代表幹事、Social Connection for Human Rights (SCHR) 共同創設者)

- ・ 今後の行動計画の取組方針について御説明いただき感謝申し上げます。
- ・ 行動計画の実行においては、特に第2章優先分野「2『誰一人取り残さない』ための施策推進」において、人権に負の影響を受けているライツホルダーの救済につながるよう、対話によって声を聞くことが不可欠であると考えます。行動計画推進のための市民社会との対話については、ビジネスによって影響を受ける幅広い団体、組織、個人の声を聞くことが必要となる。当プラットフォームは、ビジネスによって影響を受ける全てのライツホルダーを代表する訳ではなく、我々自身の課題でもあるが、幅広いライツホルダーの声を聞く場をどのように確保するのが課題であると感じる。こうした課題がある中で、関係府省庁のレビューをステークホルダーが評価する方法から、関係府省庁のレビューとは別に、ステークホルダーが実施状況の評価して、その評価をそのまま公表することで、ステークホルダーの評価のフィジビリティが上がる方法を考えていただいたのは、感謝すべきことである。
- ・ この方法において確認したいのが、施策レビューは関係府省庁のレビューとステークホルダーのレビューを別々に行うことになると、関係府省庁のレビューの評価指標とステークホルダーの評価指標が

それぞれに設定されるのか。行動計画の実施状況の実効性を確認するためには、ライツホルダーへの影響の防止軽減、是正救済につながる指標設定が欠かせないと思うが、ここにつながる評価指標が設定できるのか。関係府省庁とステークホルダーのレビューでそれぞれ評価指標が存在することで、本当に是正・救済につながるものが関係府省庁の指標として含まれるのかを懸念する。この点について御教示願いたい。

- ・また、評価指標の設定について、会議スケジュールのテーマ別議論のモニタリング手法を議論する場などで議論されるイメージで良いのかもあわせて御回答を賜りたい。モニタリングについては、高橋氏や古谷氏、KPI 設定については大関氏が御発言され、ステークホルダー対話の重要性については皆様から御発言があったが、行動計画の実行がライツホルダーに対する人権の負の影響の是正・救済につながるようにするために、行動計画の実効性を評価する評価指標の設定が非常に重要であると思う。この点を改めて確認したい。

(岩附 由香 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事、認定 NPO 法人 ACE 代表)

- ・発言の機会いただき感謝申し上げます。今回の行動計画においては、子どもの権利についても、子ども基本法の成立を受けて記載を拡充していただき感謝申し上げます。子ども基本法の中にも、子どもの声を聞く、意見を聞くということが含まれており、ビジネスと人権の文脈においても、子どもの意見尊重ということが、政府間でも意識されるよう、是非、今後のビジネスと人権行動計画の実施にあたって検討いただきたい。
- ・同時に、人権保障する政府の責任において、先週モロッコで児童労働の国際会議があり参加してきたが、これまで以上に多くのアフリカ政府代表、大臣級の方々が参加していた。その背景には欧州でビジネスと人権に関わる様々な法整備が進んでいく中で、サプライチェーンの源流である、いわゆる一次産品を作っている政府の危機感の表れと思料する。この行動計画からは少し幅が広がるが、これを日本に置き換えて考えると、人権を保障する政府の責任として国際協力や貿易の観点も含めた総合的な政府の取組が必要ではないだろうか。
- ・次に、課題認識の記載について質問したい。今回の計画は、課題認識があり行動計画が書かれているが、課題認識の記載に関しては、これまで国際的に様々な指摘が日本政府に対してなされている中で、ビジネスと人権作業部会からも日本へのレポートが出ていたかと思う。この課題認識を作る際に、そうした指摘はどの程度勘案されているのか。特に3本柱の一つ、救済において、国内人権機関がないこと自体が日本の大きな課題であると国際的には認識されているが、そうした記載がないことについての市民社会側との課題認識の差が大きいと感じる。
- ・最後に、企業に対する期待表明に関する記載について、一番明確な期待表明の仕方は法整備と考える。公共調達、ビジネスと人権の中でも特に人権デュー・ディリジェンスなど、既に様々な取組が政府からされていると認識するが、一番明確な方法である法整備についてその重要性をどれくらい意識しているのか是非伺えたら幸いである。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・皆様より多様な御意見をいただき感謝申し上げます。まず円卓会議・作業部会の開催頻度に関しては、当面の予定は冒頭で御説明した通りであるが、その上でそれぞれのテーマについて、さらに議論が必要となる場合についてはその都度検討したい。
- ・5月の円卓会議は持ち回りを予定しているが、実質開催を希望する意見が複数あった。開催方法について事務局で検討したい。
- ・今後の進め方や作業部会の議論の扱いに関して、作業部会でテーマごとの議論を行った内容について

は、ステークホルダーの方々からの御提案の内容と作業部会での議論について円卓会議に報告し意見交換を行うことを想定している。その上で、各関係省庁において施策への反映を検討することが想定されている。

- ・ 行動計画の内外の周知と英訳の時期について、現在作業中であり、春頃の公開を目指している。
- ・ 優先課題に関する各省庁の取組の説明機会に関しては、作業部会でテーマごとに議論をする際に、ステークホルダーの方々からの御提案に加え、関係省庁から関連の取組の内容、現状などについて説明することも考えられる。
- ・ モニタリングと評価指標、タイムラインの設定について複数の方々から御指摘があった。これらについては、作業部会で扱うテーマの一つとして早い次期に取り上げることも考えられる。
- ・ その他にも大変幅広くかつ多くの御意見をいただき改めて御礼申し上げる。いただいた御意見を踏まえ、今後の取組について、来年度の円卓会議・作業部会で取り上げるテーマならびに開催方法について検討して参りたい。
- ・ 出席の関係省庁から、御意見、御発言があれば挙手願いたい。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 発言がないので議題3に進みたい。

議題3. 円卓会議及び作業部会の開催要綱の改訂案

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 資料5円卓会議開催要綱(案)、資料6作業部会開催要綱(案)を御覧いただきたい。
- ・ 4月からの新計画の実施に当たり、円卓会議及び作業部会の開催要綱を資料5及び6のとおり改定することとしたい。
- ・ この改定は、先程説明した来年度からの取組の方針に基づくものである。主に会議の内容部分を、方針を反映したものに修正している。
- ・ 作業部会は、円卓会議開催要綱2(3)に基づき開催を決定する。資料5の方針の内容にそった作業部会を今後開催することについて、本日の円卓会議にて御賛同いただきたい。異論がなければ3月に予定している関係府省庁連絡会議に提案することとする。
- ・ 以上について、御質問・御発言のある方はTeams上の挙手機能を使い挙手いただきたい。

(銭谷 美幸 GSG Impact Japan National Partner ボードメンバー、JSIF 理事)

- ・ 実施に関する方向性について、1 新計画の実施・見直しに関する5年間の方向性(1)に「ステークホルダーからテーマに沿った取組の提案を受け、関係する府省庁と議論を行う。」とある。具体的に、作業部会でこの省庁と話をしたいと要望したら、その省庁の担当者とは対話できるという理解でよいか。具体的なイメージを伺いたい。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 作業部会には関係省庁の担当者が出席予定である。会合の場でメンバーの皆様と関係省庁で議論を行う予定である。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン BHR スペシャリスト)

- ・ 円卓会議・作業部会の構成員の皆様から本日非常に多くの意見が出された。いずれも新しいNAPをスタートさせるための出発点となる議論であったと思う。構成員の意見や提案に対し既に回答をいただ

いたものもあるが、全て個別に回答いただいていない。会議スケジュールでは4月に円卓会議があり5年目レビューとあるが、レビューだけでなく本日の議論を出発点として意見の取りまとめを行っていただきたい。

- ・また関係府省庁において、施策に反映できるかといえば検討するという回答で止まっているため、そのフィードバックもいただきたい。循環的に回すことによって、ステークホルダーと政府の信頼のある対話となるのではないかと。そういったサイクルを希望する。4月の円卓会議が持ち回りかどうかも含めての議論になるが、改定版のスタートアップに向け政府の考えをより具体的にお示しいただきたい。取組の方針について、積極的に評価しポジティブに受け止めているが故に、着実にスタートアップを切りたいと希望する。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・本日の議事要旨については、後ほど取りまとめた上で皆様に御確認いただいた後に公開を予定している。いただいた御意見は議事要旨に記載される。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 CSR と内部統制に関するPT 座長)

- ・円卓会議と作業部会の要綱自体に関して問題があるという趣旨ではないが、作業部会が円卓会議のもとに置かれているという要綱の枠組みが変わっていないことを前提にすると、やはり作業部会でテーマ別の議論を行う前提にあたっては、円卓会議の構成員からどのようなテーマに関して作業部会で議論するのが各年度で望ましいのか、意見を聴取する場を設けていただいた方がよいと考える。各年度でのレビューの結果も踏まえて、どのテーマを特に集中的に取り上げた方が良いか、恐らく今後のNAPの実施状況や外部環境の変化によって変わってくると考える。そのような趣旨でも、円卓会議の開催に関しては持ち回りではなく、実質的な開催を是非検討いただけたらと思う。

(大村 恵実 日本弁護士連合会 元国際人権問題委員会委員長)

- ・資料6の作業部会の開催要綱(案)について、2「必要に応じ、作業部会で議論する事項を追加する。」とは作業部会の判断で議題を追加できるとの理解でよいか。2(3)では「必要に応じ、円卓会議で作業部会での議論が必要と認める事項」を追加するけれども、作業部会自身も2の柱書きにしたがい、必要に応じて議題を追加できるほうがよいのではないかと。あるいは、重複表現であれば2(3)の書きぶりを検討いただけると幸いである。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・2の冒頭「必要に応じ、作業部会で議論する事項を追加する。」は、2(3)「必要に応じ、円卓会議で作業部会での議論が必要と認める事項」と同義である。基本的には、円卓会議で何を議論するかを決め、作業部会で議論すると理解いただきたい。重複であるので該当箇所の書き方を見直したい。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・他に御意見、御質問が無いようなので、以上で意見交換を終了としたい。
- ・円卓会議及び作業部会の開催要綱は、来月を目処に、関係府省庁連絡会議で承認し、内閣官房のウェブサイトに掲載される予定である。
- ・最後に、議長の貝原から閉会の御挨拶を申し上げます。

4. 閉会挨拶

(貝原 健太郎 外務省総合外交政策局参事官)

- ・ 本日の意見交換では、今後の取組の方針や各会議体の開催要綱に関し、有益な御意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ いただいた御意見は、新計画を効果的に実施していくため、関係府省庁で検討させていただく。
- ・ 来年度からの新計画を効果的に実施していくため、引き続き、ステークホルダーの皆様の御協力と御理解を改めてお願い申し上げます。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 以上をもって本日の円卓会議・作業部会の合同会合を終了する。議事要旨は後日公開予定である。本日は、御多忙中、御参加いただき、ありがとうございました。

(了)